

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二十八条第一項の規定に基づきトリフェニルスズⅡN・N―ジメチルジチオカルバ
ート、トリフェニルスズⅡフルオリド、トリフェニルスズⅡアセタート、トリフェニルスズⅡクロリド、トリフェニルスズⅡヒドロキシ
ド、トリフェニルスズ脂肪酸塩（脂肪酸の炭素数が九、十又は十一のものに限る。）又はトリフェニルスズⅡクロロアセタートの容器、
包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項

新旧対照条文

（新旧対象条文一覧）

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二十八条第一項の規定に基づきトリフェニルスズⅡN・N―ジメチルジチオカルバ
ート、トリフェニルスズⅡフルオリド、トリフェニルスズⅡアセタート、トリフェニルスズⅡクロリド、トリフェニルスズⅡヒド
ロキシド、トリフェニルスズ脂肪酸塩（脂肪酸の炭素数が九、十又は十一のものに限る。）又はトリフェニルスズⅡクロロアセター
トの容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項（平成二年四
月十一日付厚生省・通商産業省告示第五号）（第一条関係）・・・1

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二十八条第一項の規定に基づきトリフェニルスズⅡN・N―ジメチルジチオカルバ
ート、トリフェニルスズⅡフルオリド、トリフェニルスズⅡアセタート、トリフェニルスズⅡクロリド、トリフェニルスズⅡヒド
ロキシド、トリフェニルスズ脂肪酸塩（脂肪酸の炭素数が九、十又は十一のものに限る。）又はトリフェニルスズⅡクロロアセター
トの容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項（平成二年四
月十一日付厚生省・通商産業省告示第五号）（第二条関係）・・・3

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二十八条第一項の規定に基づきトリフェニルスズⅡN・Nージメチルジチオカルバマート、トリフェニルスズⅡフルオリド、トリフェニルスズⅡアセタート、トリフェニルスズⅡクロリド、トリフェニルスズⅡヒドロキシド、トリフェニルスズ脂肪酸塩（脂肪酸の炭素数が九、十又は十一のものに限る。）又はトリフェニルスズⅡクロロアセタートの容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等（平成二年四月十一日付厚生省・通商産業省告示第五号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>トリフェニルスズ化合物の容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3. 注意事項</p> <p>(1) トリフェニルスズ化合物が、自然的作用による化学的変化を生じにくいものであり、かつ、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがあることに留意し、使用量とその効果を考慮して使用の合理化に努めること。</p> <p>(2) (4) (略)</p>	<p>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二十八条第一項の規定に基づきトリフェニルスズⅡN・Nージメチルジチオカルバマート、トリフェニルスズⅡフルオリド、トリフェニルスズⅡアセタート、トリフェニルスズⅡクロリド、トリフェニルスズⅡヒドロキシド、トリフェニルスズⅡヒドロキシド、トリフェニルスズ脂肪酸塩（脂肪酸の炭素数が九、十又は十一のものに限る。）又はトリフェニルスズⅡクロロアセタートの容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3. 注意事項</p> <p>(1) 第二種特定化学物質が、自然的作用による化学的変化を生じにくいものであり、かつ、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがあることに留意し、使用量とその効果を考慮して使用の合理化に努めること。</p>

4

(略)

4

(2)

(略)

5

(4)

(略)

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二十八条第一項の規定に基づきトリフェニルスズⅡN・Nージメチルジチオカルバマート、トリフェニルスズⅡフルオリド、トリフェニルスズⅡアセタート、トリフェニルスズⅡクロリド、トリフェニルスズⅡヒドロキシド、トリフェニルスズ脂肪酸塩（脂肪酸の炭素数が九、十又は十一のものに限る。）又はトリフェニルスズⅡクロロアセタートの容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等（平成二年四月十一日付厚生省・通商産業省告示第五号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第一百七号）第三十七条第一項の規定に基づき、トリフェニルスズⅡN、Nージメチルジチオカルバマート、トリフェニフルオリド、トリフェニルスズⅡアセタート、トリフェニルスズⅡクロリド、トリフェニルスズⅡヒドロキシド、トリフェニルスズ脂肪酸塩（脂肪酸の炭素数が九、十又は十一のものに限る。）又はトリフェニルスズⅡクロロアセタートの容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項を次のように定めたので、告示する。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第三十七条第一項の規定に基づきトリフェニルスズⅡN、Nージメチルジチオカルバマート、トリフェニルスズⅡフルオリド、トリフェニルスズⅡアセタート、トリフェニルスズⅡクロリド、トリフェニルスズⅡヒドロキシド、トリフェニルスズ脂肪酸塩（脂肪酸の炭素数が九、十又は十一のものに限る。）又はトリフェニルスズⅡクロロア

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第一百七号）第二十八条第一項の規定に基づき、トリフェニルスズⅡN、Nージメチルジチオカルバマート、トリフェニフルオリド、トリフェニルスズⅡアセタート、トリフェニルスズⅡクロリド、トリフェニルスズⅡヒドロキシド、トリフェニルスズ脂肪酸塩（脂肪酸の炭素数が九、十又は十一のものに限る。）又はトリフェニルスズⅡクロロアセタートの容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項を次のように定めたので、告示する。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二十八条第一項の規定に基づきトリフェニルスズⅡN、Nージメチルジチオカルバマート、トリフェニルスズⅡフルオリド、トリフェニルスズⅡアセタート、トリフェニルスズⅡクロリド、トリフェニルスズⅡヒドロキシド、トリフェニルスズ脂肪酸塩（脂肪酸の炭素数が九、十又は十一のものに限る。）又はトリフェニルスズⅡクロロア

セタートの容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項

1～4
(略)

セタートの容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項

1～4
(略)